

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 5 月 3 0 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 清水 大粋

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

- 初問は {
1. 全項目一括質問一括答弁
 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 2) 発 言 事 項	就農者に向けた入口・出口支援策について
要 旨	(項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)
	高島市において農業は重要な基幹産業の一つであり、今の経済状況や物価状況を鑑みるに、これから農業はさらに注目されるべき業種になっていくものと考えています。その中で、農業を支える主要機関として本市農林水産部は市内農業業界において非常に重要な役割を担っており、また、本市の農業振興に尽力されているところです。本市の最近の農業施策動向の一部紹介として、例えば高島市果樹産地構造改革計画に関して言えば、昨年まで果樹振興について一部地域において限定的な位置づけでなされていたものを、関係協議会を立ち上げ果樹振興地域を本年2月17日付で市内全域に広げるなど、農業分野において展望の明るい施策を打ち出されています。また、令和7年度高島市一般会計補正予算（第1号）案にあるとおり、新規就農者誘致環境整備事業を提出されるなどして新たな農業施策を提案し前向きな姿勢で取り組まれているものと理解しているところですが、移住定住並びに開業

促進及び業の継続につながる農業振興・施策になおいっそう努め、さらには実効的な入口・出口施策が展開されることを強く望むことから、次のとおり質問します。

1. 高い年齢層に対する新規就農支援について

新規就農者に係る支援については、滋賀県の営農費用助成として経営開始資金が支援策として挙げられ、この支援策では就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有するほか高い水準の交付要件をクリアする者を対象に、就農後の所得が不安定な経営開始直後の認定新規就農者を支援するために、年間最大150万円を最長3年間交付されます。

一方、滋賀県統計課が直近の国勢調査人口をもとに推計している令和7年4月1日現在の本市の高齢化率は38.4%とされており、今後さらに高齢化率は上昇していくことが見込まれていますが、高齢者の中には働くにあたり活力旺盛な方もおられ、意欲ある高齢者には市内の農業の担い手になっていただくことも本市の農業経済の発展に寄与するものと考えます。付け加えて、高齢者の区分ではありませんが60歳定年退職直後にUターンで新規就農される方も実際におられる上、50代半ばで退職される自衛隊員もまたおられますので、新規就農者開拓にあたりこういった方にも門戸を広げることによってさらなる農業規模拡大につながるのではないのでしょうか。

また、都道府県別農業産出額及び生産農業所得の実額によれば、滋賀県は果実において農業産出額が10億円で全国最下位でありこれを脱するために今後いっそうの果実生産拡大が望まれるところですが、果樹は生産販売できるまでに年数が必要でありその間は不安定な経営にならざるを得ないため、生産販売促進に際して個々の農産物の事情に応じた何らかの収入補助がない状態では、退職後に収入のなくなった新規就農者にとって生産販売にたどり

着くこと自体に困難が伴うという実態があります。

したがって、市内農業経済発展・農業規模拡大等の促進を目的に、早期退職者や定年退職者などの中で農作物の生産販売に真に熱意のある市内新規就農者に向けた支援策として、50歳以上の新規就農者に対し同様の補助を行うことが考えられますがどうでしょうか。

なお、滋賀県内では本年度において少なくとも大津市と甲賀市の2市が不安定な農業経営開始直後の新規就農者向け支援策を展開しており、大津市は50歳以上55歳未満、甲賀市は50歳以上65歳未満の新規就農者に対し支援・助成事業を行っていることを申し添えます。

2. 新規就農及び雇用就農される移住者向けのサポート

(1) 滋賀県ホームページで各市町の就農支援策一覧に掲載がある通り、農業に係る住宅取得支援としてすでに空き屋紹介システムが示されており、さらには補正予算において今議会に提案されている新規就農者誘致環境整備事業では生活安定に係る事業として移住定住コンシェルジュと連携し住居生活等を支援することが示されているところですが、この事業で掲げる生活安定項目での移住定住コンシェルジュの役割と位置づけはどのようになっているのでしょうか。

(2) 将来の新規就農を目指した新規農業従事者の中には市内定住先が決まらず市内定住を保留して市外から通勤することを選ばれたという例があることを耳にしております。

他方、約3,990haもの経営耕地面積を荒らすことなく維持していくためにはやはり就農者数を増加させもしくは維持していかなければなりませんし、新規就農者・農業従事者にはぜひ本市に根付いて農業に励んでいただきたいと考えております。

そこで、本市にあります特定公共賃貸住宅・特定優良賃貸住宅の積極的な活用、またこうした賃貸住宅の家賃に対する時限的な

一部補助等を行うことにより新規就農者・農業従事者を最初期段階で助け、さらには住宅取得に向けた時間的余裕を与えることにつながり、結果として新規就農・雇用就農の実効的な促進及び新規就農者・農業従事者の定住を促すことができると考えますが、どうでしょうか。

3. 補助出口施策及び営農者所得向上に向けた米のブランド化

本市で生産される米に関しては、他のいくつかの都道府県で生活を送った中での個人的な感覚として非常に美味であると感じており、また市外において高島市の米はとても美味しいという声をしばしば耳にします。特に令和6年12月6日、7日開催の「米・食味分析鑑定コンクール：国際大会」の米に係る一部選手権において金賞受賞者が1名、同年10月16日開催の「第2回酵素のメグミ米コンテスト」においては受賞者全員が本市の営農者であることを鑑みると、やはり本市の米のポテンシャルは極めて高いと言えます。

また、本市内においては今津縁辺においてかつて食味計を用いて米の美味しさの一指標となる食味値が測定された事例があり、米の美味しさは直接的なブランド力になることから、こうした政策によって米を生産する新規就農者や新規就農を目指した農業従事者にとっての最終的な高所得化、所得安定化を実現できるのではないかと考えます。

したがって、まずは市内の各所における米の食味値などの美味しさに関わるデータから収集し、ブランディングし、食味値をはじめとする米の美味しさを表す指標をもとにした新たなブランド化施策を研究してはどうでしょうか。

またその暁にはふるさと納税への市内生産米のエントリー促進等により農業経済を伸ばし、さらには今までのブランド化施策及び新たな米のブランド化により得られた知見等を活用し他の農産物のブランド化に向け道筋の構築をしてはどうでしょうか。